

物 件 調 査 書

物件番号 2201

| | | | | | | | | |
|--------------|--------|---|--------|---------------|--------|-------|--------------|--|
| 所在地 | | 徳島県徳島市川内町宮島錦野42番9 | | | | | | |
| 住居表示 | | — | | | | | | |
| 現況地目及び面積等 | | 宅地 163.97㎡ | | | | 工作物 | 一式 | |
| | | | | | | 立木竹 | — | |
| 登記簿記載事項 | 地番 | 42番9 | | | | | | |
| | 地目 | 宅地 | | | | | | |
| | 数量 | 163.97㎡ | | | | | | |
| 接面道路の状況 | | 北側 舗装市道 幅員約4.0m (法第42条第1項第1号道路) | | | | | | |
| 法令に基づく制限 | 建築基準法 | 市街化調整区域 | | | | | | |
| | | 用途地域 | 指定なし | | | | | |
| | | 地域・地区 | 指定なし | | | | | |
| | | 建蔽率 | 70% | | | | | |
| | | 容積率 | 200% | | | | | |
| | | 高度制限 | 指定なし | | | | | |
| | | 防火指定 | 指定なし | | | | | |
| | その他 | 建築基準法第22条 都市計画法第34条又は第43条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 都市再生特別措置法第88条、第108条 | | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | 私道負担 | 無 | 負担の内容 | | | | |
| | | 道路後退 | 無 | 負担の内容 | | | | |
| 供給処理施設の概要 | 供給処理施設 | | 配管等の状況 | | 施設整備状況 | | 施設整備の特別負担の有無 | |
| | 電気 | 接面道路配線 | 有 | — | | — | | |
| | 公営水道 | 接面道路配管 | 有 | 下記参考事項欄記載のとおり | | 未定 | | |
| | 公共下水道 | 接面道路配管 | 無 | 未定 | | 未定 | | |
| | 都市ガス | 接面道路配管 | 無 | 未定 | | 未定 | | |
| 交通機関 | | — | | | | | | |
| | | 徳島市営バス 錦野団地前バス停の 北西方 約0.2km 徒歩3分 | | | | | | |
| 公共施設 | | 徳島市役所川内支所 | | 川内南小学校 | | 川内中学校 | | |
| 参考事項 | | 別紙（次頁）を参照してください。 | | | | | | |

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎本地は、市街化調整区域内に存するため、建物の建築等に際しては、都市計画法第34条又は第43条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島市都市建設部建築指導課）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住促進区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：徳島市都市建設部都市建設政策課）

◎本地は以前、国の宿舍敷地でした。

◎本地の上水道の引込みに当たっては、徳島市上下水道局と協議が必要なほか、前面道路埋設管所有者の同意が必要です。（問い合わせ先：徳島市上下水道局お客さまセンター給水装置係）

◎南側道路は水路にコンクリートブロック暗渠をしたものであり、敷地から当該水路への排水については、土地改良区の同意が必要となります。（問い合わせ先：川内土地改良区）

◎工作物一式の内訳は、囲障です。

◎敷地西側、南側の境界部にコンクリートブロック塀が設置されています。

◎東側隣接地は更地（露天駐車場）ですが、本地との間に囲障は設置されていません。

◎西側隣接地の樹木の枝葉が本地上に越境していますが、当事者間で確認書を交わしていません。

◎敷地西側のブロック塀の一部が北側市道に越境しているほか、西側隣接地（42番10）のブロック塀の基礎が本地に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。詳しくは、徳島財務事務所管財課備付資料を閲覧してください。

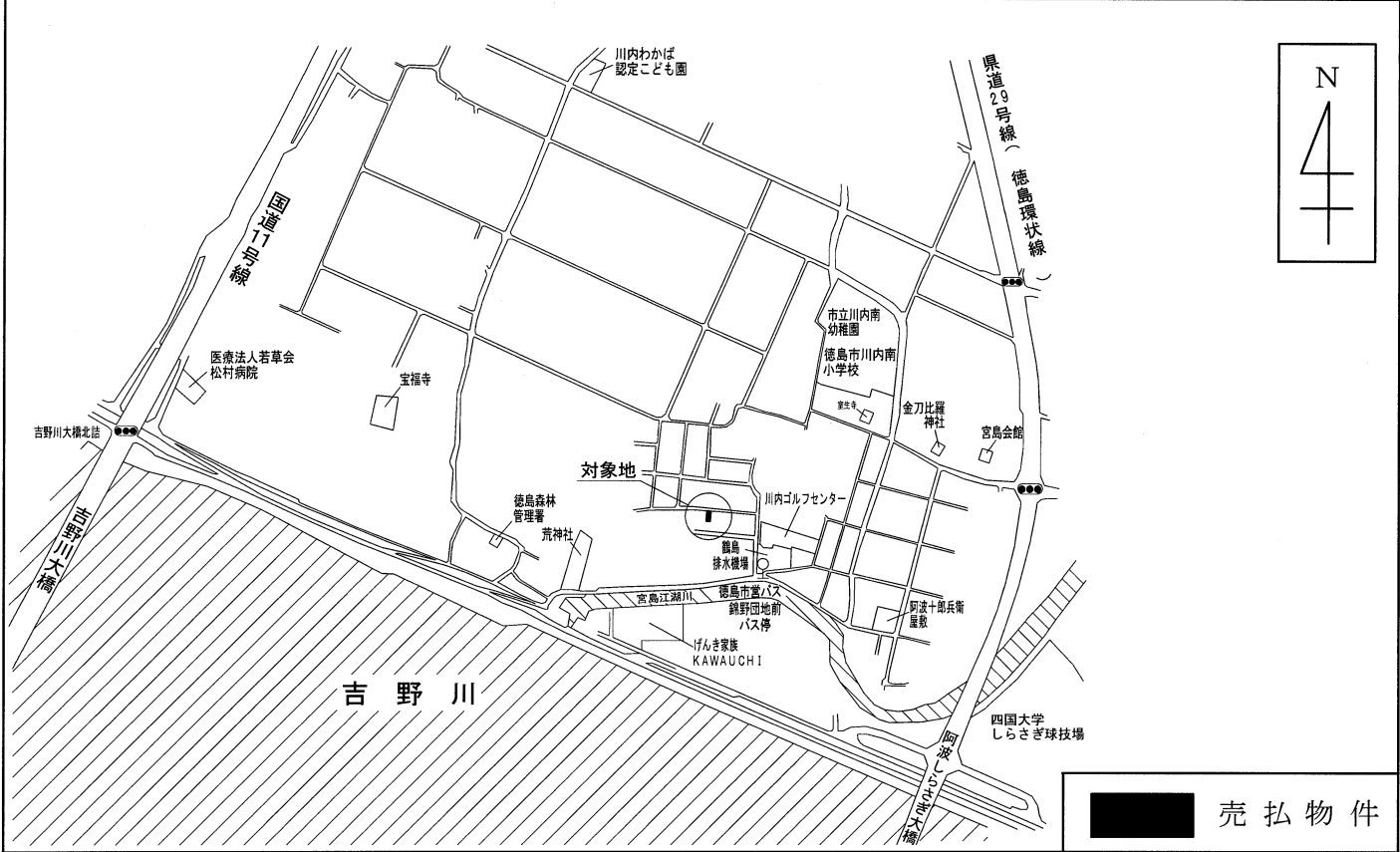
◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課）

◎本地を含む周辺地域は、徳島市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、徳島市危機管理局危機管理課にご照会ください。

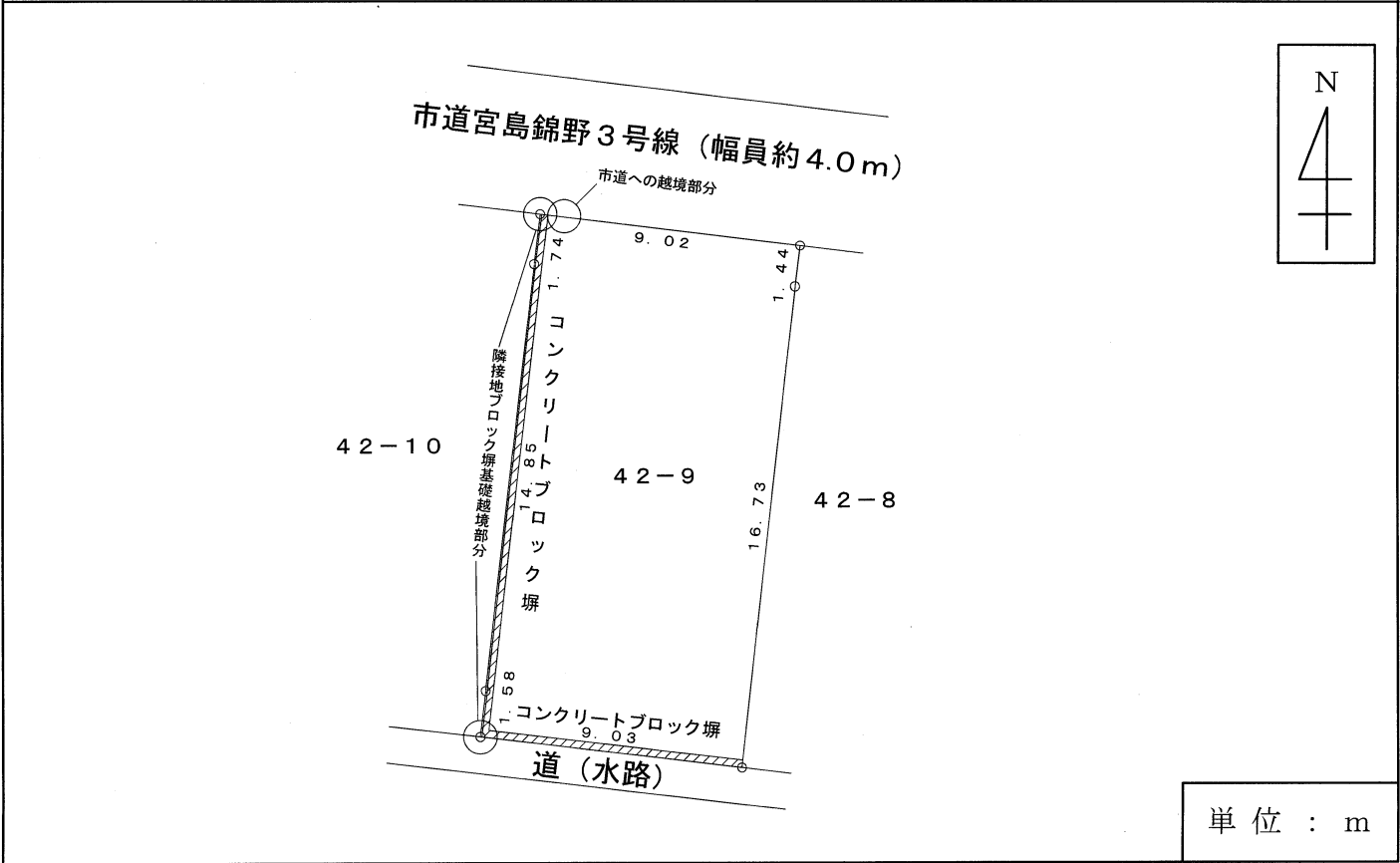
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 2201

案内図



明細図



単位 : m

※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

現 況 写 真

